

議事日程（議案質疑日） 令和2年6月9日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 3 1 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第 3 2 号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 3 号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 5 号 木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 7 号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 8 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 9 号 木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 報告第 1 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 2 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 3 号 令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

本日の会議に付した事件

- 追加日程第 1 選挙第 1 号 議長選挙について
- 追加日程第 2 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 追加日程第 3 選挙第 3 号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 4 選挙第 4 号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 5 選挙第 5 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 1 議案第 3 1 号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第 3 2 号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 3 号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第 5 議案第 35 号 木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第 6 議案第 36 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 37 号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 38 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 39 号 木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 報告第 1 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 2 号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 3 号 令和 2 年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

出席議員（7名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1 番 | 鎌田 鷹介 君 | 2 番 | 伊藤 厚紀 君 |
| 3 番 | 加藤 真人 君 | 5 番 | 服部 芙二夫 君 |
| 6 番 | 三輪 一雅 君 | 8 番 | 中川 和子 君 |
| 9 番 | 伊藤 好博 君 | | |

欠席議員（0名）

議場出席説明者

- | | | | |
|-----------|----------|---------|----------|
| 町 長 | 加藤 隆 君 | 副 町 長 | 森 清 秀 君 |
| 教 育 長 | 山北 哲 君 | 総務政策課長 | 小島 裕 紹 君 |
| 総務政策課長副参事 | 中山 重 徳 君 | 危機管理課長 | 伊藤 雅 人 君 |
| 会 計 管 理 者 | 山田 克 己 君 | 産 業 課 長 | 多賀 達 人 君 |
| 建 設 課 長 | 内山 幸 治 君 | 住 民 課 長 | 伊藤 正 典 君 |
| 福祉健康課長 | 松本 大 君 | 税 務 課 長 | 藤井 光 利 君 |
| 教 育 課 長 | 黒田 和 弘 君 | | |

事務局出席職員

- | | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 平松 孝 浩 | 議会事務局 | 渡辺 千 智 |
|------|--------|-------|--------|

=====

午前 9 時 0 分開議

○副議長（服部芙二夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議長におかれましては御逝去されましたので、地方自治法106条の規定により、副議長の私が議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かと御多用のところ、御出席賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席頂きありがとうございます。

令和2年第2回定例会は6月3日に開会され、例年の定例会では一般質問を予定しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を考慮し、一般質問を中止させていただきました。よって、本日は議案質疑日とさせていただきます。

この後行われます議案審議に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は7名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って連絡しますので、よろしくお願いいたします。

午前 9時 1分休憩

午前 9時25分再開

○副議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、追加日程について審議されました。

ここでお諮りいたします。

令和2年5月31日に議長逝去により、議長が欠けました。このことから議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1 選挙第1号 議長選挙について

○副議長（服部英二夫君） 選挙の方法は投票による選挙といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、投票による議長選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（服部英二夫君） ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することとなっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入お願いいたします。

〔職員投票用紙配付〕

○副議長（服部英二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○副議長（服部英二夫君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願ひます。

〔各員投票〕

○副議長（服部英二夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君、開票の立会いを願ひします。

〔投票点検〕

○副議長（服部英二夫君） 選挙結果を報告します。

投票総数 7票

有効投票 6票

無効投票 1票

有効投票のうち、

服部英二夫君 6票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、私、服部英二夫が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（服部英二夫君） 会議規則第33条第2項の規定により、私、服部英二夫が当選人になりましたので、告知します。ありがとうございました。

議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御支援を賜り、議長に就任させていただきました。身に余る光栄と存じます。心から厚くお礼申し上げます。

私は議員として2期8年目でまだまだ未熟者でございますが、皆様方のお力添えを頂きながら、木曾岬町の発展のため、そして、まだまだ続くと思われまます新型コロナウイルス感染対策を執行部との連携を密に取り、安全安心なまちづくりのために働いてまいります。どうぞ議員の皆様方をはじめ執行部の幹部の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩は自席でお願いします。

午前 9時36分休憩

午前 9時38分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

私が議長の職に就かせていただきましたことにより、副議長が欠けました。

ここでお諮りいたします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（服部英二夫君） 追加日程第2、選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙の方法は投票による選挙といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、投票による副議長選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することになっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。念のために申しますが、投票は単記無記名でお願いします。投票用紙に被選挙人1名の氏名の記入をお願いします。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（服部英二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（服部英二夫君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔各員投票〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番議席、鎌田鷹介君、2 番議席、伊藤厚紀君、開票の立会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（服部英二夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票

有効投票 6 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

三輪一雅君 6 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、三輪一雅君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいま副議長に当選されました三輪一雅君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。おめでとうございます。

副議長に当選されました三輪一雅君より就任の御挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

○副議長（三輪一雅君） 改めまして、おはようございます。

このたび副議長に選任頂きまして、誠にありがとうございます。

議長が急逝されたということで、残り 1 年の議員ではございますけれども、かなり混乱

を来すというふうに思います。しっかり新議長を支えながら議会運営を進めてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君） ここで暫時休憩といたします。休憩時間は10分間とし、再開は10時より始めます。休憩時間に御相談願いたいことがございますので、議員控室にお集まりください。

午前 9時50分休憩

午前10時 0分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

先ほど休憩中に、私から、桑名・員弁広域連合議会議員の辞職届を提出させていただきました。また、桑名広域清掃事業組合議員並びに三重県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、前議員、伊藤律雄氏の逝去により欠員となっております。

ここでお諮りします。

桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。したがって、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 選挙第3号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫君） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、お手元の選挙第3号を御覧頂きたいと存じます。

選挙第3号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について。

桑名・員弁広域連合規約第8条の規定により、当連合議会の議員1名の選挙を求める。
令和2年6月9日提出。木曾岬町議会議長。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） それでは、追加日程第3、選挙第3号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票による選挙としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、投票による桑名・員弁広域連合議会議員選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することとなっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の氏名の記入をお願いします。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（服部英二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（服部英二夫君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔各員投票〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君、開票の立会いをお願いします。

〔投票点検〕

○議長（服部英二夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7票

有効投票 7票

有効投票のうち、

三輪一雅君 5票

服部英二夫君 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、三輪一雅議員が当選人になりました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（服部英二夫君） 桑名・員弁広域連合議会議員に当選されました三輪一雅君より就任の御挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 桑名・員弁広域連合議会議員に選任頂きましてありがとうございます。

ました。過去にも経験がございますので、しっかり仕事をさせていただこうというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（平松孝浩君）** それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中301番地、氏名、三輪一雅、生年月日、昭和40年9月13日生まれでございます。

以上でございます。

○**議長（服部英二夫君）** 続いて、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題にしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（服部英二夫君）** 異議なしと認めます。よって、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 選挙第4号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

○**議長（服部英二夫君）** 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○**議会事務局長（平松孝浩君）** それでは、お手元に配付させていただいております選挙第4号を御覧頂きたいと存じます。

選挙第4号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について。

桑名広域清掃事業組合規約第6条の規定により、当組合議会の議員1名の選挙を求める。令和2年6月9日提出、木曾岬町議会議長。

以上でございます。

○**議長（服部英二夫君）** それでは、追加日程第4、選挙第4号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票による選挙といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（服部英二夫君）** 異議なしと認めます。よって、投票による桑名広域清掃事業組合議会議員選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○**議長（服部英二夫君）** ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することとなっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入お願ひします。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（服部英二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（服部英二夫君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔各員投票〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君、開票の立会いをお願いします。

〔投票点検〕

○議長（服部英二夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7票

有効投票 7票

有効投票のうち、

服部英二夫君 7票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、私、服部英二夫が当選人となりました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいまの選挙によりまして、私が桑名広域清掃事業組合議会議員に当選させていただきました。広域清掃事業組合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶いたします。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地、氏名、服部英二夫、生年月日、昭和30年2月16日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） お諮りいたします。

続いて、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（服部英二夫君） 事務局長より議案内容について朗読いただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 選挙第5号を御覧頂きたいと存じます。

選挙第5号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

地方自治法第291条の5第1項及び三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、連合議会の議員1名の選挙を求める。令和2年6月9日提出。木曾岬町議会議長。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） それでは、追加日程第5、選挙第5号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

選挙の方法は投票による選挙としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、投票による三重県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により議長において指名することとなっておりますので、立会人に1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは事務局より投票用紙を配付させていただきます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の氏名の記入をお願いします。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（服部英二夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（服部英二夫君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔各員投票〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番議席、鎌田鷹介君、2 番議席、伊藤厚紀君、開票の立会いをお願いします。

〔投票点検〕

○議長（服部英二夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票

有効投票 7 票

有効投票のうち、

服部英二夫君 7 票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、私、服部英二夫が当選人となりました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（服部英二夫君） ただいまの選挙によりまして、私が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。後期高齢者医療広域連合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所が三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地、氏名、服部英二夫、生年月日、昭和30年2月16日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ここで暫時休憩といたします。再開時間は追って連絡いたします。

休憩中に御相談願いたいことがございますので、議員控室にお集まりをお願いします。

午前10時31分休憩

午前11時15分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ここで御報告申し上げます。

先ほど休憩中に、総務建設常任委員会並びに議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。その結果の報告を受けておりますので、議会事務局長から報告いたさせます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長の御報告を申し上げます。

総務建設常任委員会委員長、伊藤厚紀議員、同じく副委員長、三輪一雅議員、議会運営委員会委員長、加藤眞人議員、同じく副委員長、伊藤好博議員。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ただいま事務局が報告いたしましたとおりであります。それぞれの委員会の正副委員長さん方、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 議案第 3 1 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 2 議案第 3 2 号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 3 3 号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 3 5 号 木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について

日程第 6 議案第 3 6 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 7 号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 8 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 3 9 号 木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第 1、議案第 3 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 9、議案第 3 9 号、木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定についての 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） ただいま議題としました議案につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明が行われておりますので、これより議案の質疑に入ります。

なお、質疑の回数は、会議規則第 5 5 条の規定により、1 議題につき 1 議員 3 回までとなっておりますので、御承知おき願います。

最初に、議案第 3 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてを審議したいと思います。御質疑があります方は御発言ください。

○ 8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（服部英二夫君） 8 番議席、中川君。

○ 8 番（中川和子君） まず、7 ページですが、負担金のところで、民生費負担金、教育負担金で、それぞれ副食費、給食費の負担金の減額が上げられておりますが、全協の資料によれば、こども園、小中学校に通う全世帯を対象とあります。ということは、保育料に

含まれている給食費、それから、もともと免除されている世帯にも対応されていることなんでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

それから、同じく7ページで、公立学校情報機器補助金で、国の補正のほうが決まってきましたタブレットを今年度中に購入ということで、その補助金が出ておりますが、既に当町では購入しております。今回購入する機種は、既存のものと同じものになるのでしょうか。それと、初期投資に関しては補助が出るんですが、数年後には買い替えも生じてくると思います。そのときに国は補助をしてくれるのか。ランニングコストもかなり今後かかってくることから考えますと、町政にとってかなり財政負担が増えていくのではないかと懸念がありますが、いかがでしょうか。

それと、今回、休校に伴って、小中とも御家庭にネット環境があるかどうかの調査をされたということですが、どの程度それがされているのかをお聞きしたいと思います。

それから、同じく7ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、これは3月に、予算のときに間に合わなくて6月の補正でということで国のほうから出されてきたものですが、今回は戸籍事務にもマイナンバー制度を導入していくということで、これは非常に大きな問題だと考えています。戸籍ですと個人以外の情報も含まれているわけですし、プライバシーの問題、それから、戸籍事務にマイナンバーを導入することによる費用対効果をどのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

それから、同じく7ページ、農業委員会交付金、これは歳出のほうでも説明をしていただきましたが、全国農地ナビの国の補助金だということで、国を通しての補助金ですか、12月議会では、国から10分の10が出るということで予算に上がってきていたわけですが、3月では、それが全面削除をされ、また、6月の補正で出てきているという、その経緯を教えてくださいたいと思います。

それから、13ページに行きますが、備品購入のところで、これも全協の説明によれば空間除菌用噴霧器を購入するとあるんですが、これは効果の有無がはっきりしないということで、購入するのはどうかというのが全国的に起きていると思うんですが、当町ではどうされていくんでしょうか。

それから、あと、19ページの道路改良費ですが、道路新設改良費750万円、西対海地・和泉の工事内容も詳しく教えてください。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、まず、7ページの給食費負担金のこども園の副食費の内容についてお答えさせていただきます。

まず、副食費については、今回1号認定の方と2号認定児について、副食費ということですので、今回、交付金ということで対象にして、生活支援及び経済的な負担の軽減をす

るために、6月から11月までの6か月分を軽減するという内容ですので、保育料ではなく、副食費ということで御理解頂きたいと思います。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 先ほどの御質問の公立学校機器の補助金でございますが、タブレットの端末につきまして、議員おっしゃるとおり、初期の整備に係る補助金が今回のものでございます。更新費用、また、ランニングコストのお尋ねの件につきましては、まだ国のほうから示されておりませんので詳細にはお答えをいたしかねる状況でございますが、折に触れて、県等にも要望はしていきたいと考えてございます。

それと、休校中の家庭のネット環境の調査の結果ということでございますが、今回の休業中のネット環境の調査につきましては、中学3年生を対象にやらせていただいたんですが、中学3年生56人のうち、ネット環境のない御家庭が4件ございました。4件はございましたんですが、中学校の先生方の御協力によりまして、ネット環境を使わずに学習教材をタブレットのほうへ動画を録画して保存して、それを中学3年生に配布して、学習の課題に取り組んでいただいたという状況がございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） 7ページの総務費国庫補助金の社会保障・税番号システムの整備費補助金の642万4,000円の話でございますが、これにつきましては、令和2年度の当初予算のほうで歳出のシステム改修経費を上げさせていただいております。中身につきましては、戸籍法の一部改正が令和元年5月24日に改正されました。この改正によりまして、令和5年度中に戸籍における番号制度の運用を開始する予定ということで、今、システム改修を行っていくという計画になってございます。

戸籍のマイナンバーの使用につきましては、社会保障における手続を戸籍の抄本等の提出を省略することによって、皆様に軽減するというような格好になっております。具体的に言うと、児童手当であったり、国民年金であったり、奨学金であったり、健康保険の手続において、戸籍抄本の提出を省略できるというような形になっております。また、戸籍の届出におきましても、婚姻やら養子縁組などの手続に抄本を出していただくということを簡略化していこうということで、全体的な枠組みになっております。

全体的には国の制度に乗った改修でございますので、今回はこの改修費用の受入れの補助金が10分の10入るということで、予算を上げさせていただいたということになります。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人君） それでは、農業委員会交付金の経緯について御説明申し上げます。

昨年9月に担当者会議がございまして、その中で、国のほうで補正予算で対応するために県のほうから各市町においても予算措置をするようにということで、12月補正で補正予算のほうを措置させていただいたんですが、その後、内示がないまま1月になった段階で県のほうから文書がありまして、国のほうで補正予算がつかなかったということで、内示はゼロ円ですということがありましたので、3月で急遽、減額補正のほうをさせていただいたところです。

その後、3月の末になって、今度は令和2年度において国のほうで予算措置がされたということで、6月補正で予算措置をしてほしいということで、県のほうからこれについても指導があったものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） 13ページの備品購入に関してでございますけれども、議員御指摘のとおり、空間噴霧に関しましては、いろいろな機関のほうから効果の有無、また、空間噴霧に対しての意見が出されているところでございます。

したがいまして、当町といたしましても当初導入予定でありましたけれども、導入は控えて、これに代わるものというもので検討してまいりたいというふうに考えております。今のところ、具体的に何かというところまでは至っておりませんが、小中学校等々と協議して、何か代わるものに変えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） 道路新設改良費、西対海地・和泉線の工事内容について御説明させていただきます。

まず、西対海地・和泉線、道路施工延長、計画延長は320メートルでございます。そのうち本年度施行予定は150メートルでございます。内容につきましては、道路土工の工事を予定しております。場所につきましては、川西幹線と外平喜・小学校幹線の区間となっております。

以上です。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8 番議席、中川君。

○8 番（中川和子君） 先ほどこども園の副食費のほうは、1、2号が対象だということ
で、3号認定の方との差が出てくるのではないかと思うんですが、そのところの対応を
どう考えていらっしゃるでしょうか。

それから、先ほど申し上げたように、全世帯となっているので、小学校のほうももとも
と減免されている世帯があるわけですね。だから、その世帯の対応のことには返答がな
かったようなので、お伺いをしたいと思います。

それから、同じ、学校臨時休業対策補助金、7ページの15万1,000円、後ろのほ
うにも、歳出のほうだと23ページに出てくるんですが、牛乳とパンの加工品代のところ
で、4分の3を国庫補助金で出るといことなんなんですが、あとの給食用材料費、パンと牛
乳代以外の給食用材料費ですとか、うどん代、お米代のほうはどのようになっているの
でしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほどの3歳未満の保育料の件なんですけれども、こち
らについては、登園自粛の期間の4月15日から5月31日までにおいては、子ども・子
育て支援法の施行規則の一部を改正する内閣府令に基づきまして、日割計算による取扱い
といたしておりますが、6月以降に関しては通常の保育料をお願いしていくということで
考えておりますので、よろしく申し上げます。

○教育課長（黒田和弘君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 小学校の給食費の減免を受けられている世帯というのは、準
要保護を受けてみえる御家庭ということですのでよろしいでしょうか。

○8 番（中川和子君） 就学奨励ですよ。

○教育課長（黒田和弘君） 就学奨励の準要保護ですとかの御家庭につきましては、給食
費をそちらの制度のほうで補助しているという状況でございますので、現在、そちらのほ
うの制度のほうでそういう御家庭に、今までどおり小学校ですと3,200円という月額
がございますが、それを補助するのか、払っているものを補填するということか、調査
しておりますので、今、検討中でございます。

以上でございます。

○8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（服部英二夫君） 8 番議席、中川君。

○8 番（中川和子君） 先ほどの6月からは保育料を頂くということですが、日割りで返
すのはもちろんのことだと思うんですが、登園自粛をしていただいたことに対する補償を
今後考えていただけないかということと、それから、社会保障・税番号制度、国の

制度にのっとっているのは分かるんですけど、マイナンバーに対しては国のほうから巨額の税金が投入されているわけですね。それに対して、行政にとっても町民の方にとっても手続が簡単にとりょうなことも分かるんですが、特に戸籍に対してはプライバシー、先ほど申し上げましたが、個人情報以外の情報も載っている。それから、費用対効果についてもどのように町として考えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほど6月からは通常の保育料を頂くということで御説明したとおりなんですけど、3歳未満のことについても、内部では協議をした上での副食費の軽減ということで御理解頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） 先ほど私のほうから説明をさせていただきました戸籍のマイナンバーの連携に伴いましては、国のほうも各種戸籍抄本の省略化と言っておりますので、それが例えばうちがやらないことによってその省略ができないということになれば、町民さんの不利益になるということで考えておりますので、国の制度どおりやっていきたいということで考えております。

以上です。

○8番（中川和子君） 学校給食費の材料費の返答を頂いていないと思うので。パンと牛乳製品は臨時休業対策補助金が出るけど、あとはどうなるんですかってお伺いしたんですけど。

○議長（服部英二夫君） 黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君） 申し訳ございませんでした。

休業中の給食の材料につきましては、原材料をほかのところで巻き替えができるものについては対象になりません。それで、今回のパンと牛乳につきましても、原材料費は除いた加工賃の分のところの補填でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第32号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） この前頂いた説明資料のほうで質疑をさせていただきます。

第24条、それから、34条の2、36条の2の改正は所得制限が出てきていると思うんですが、所得制限に係る影響についてお聞きをしたいと思います。

それから、第2条関係の第20条、それから、附則の3条の2の今回条項が削除されているわけですが、これに関する影響。

それから、23条、31条、48条、50条、52条、法人による国税の連結納税制度見直しに係る当町への影響についてもお伺いしたいと思います。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） それでは、24条から36条の2のことについて、概要について説明をさせていただきます。

これにつきましては寡婦控除の見直しということで、国のほうがひとり親控除という形で、従来、寡婦につきましては、寡婦というのは婚姻をしていて配偶者が亡くなったとか、それから、離婚されたということで配偶者と別れた者という形で寡婦を、それは男性寡夫であり、女性寡婦であり、両方含むんですが、寡婦はそういうことで把握しております。それを国がひとり親、ということは、未婚の方、ひとり親についてもこの控除の対象にしていくという考え方を持ったということで、24条から34条の2、それから36条の2ということの改正を関連するところということで、改正がされたということでございます。

続きまして、第2条関係のところ、20条、それから、23条、31条、48条、50条、52条、これに関しましては、附則3条の2もちろんそこに絡んでくるんですけども、国のほうで法人の申告納税の考え方ということで、従来、一言で申し上げますと連結納税制度という制度からグループ通算制度へ変更していくということで、それにまつわるものが今申し上げた条例の数々であるということで、考え方としては連結納税制度というのは、企業グループ全体を1つの納税主体だということのもの考え方からグループ通算制度とって、企業の中のグループ、要は納税主体の考え方を細分化していくんだという形の国のほうが法改正をしたので、それにまつわる条項に関する延滞金であるとか、それから均等割の税率であるとか、もろもろのその法人の申告納税に関するものを改正してきたというのが全体の趣旨ということでございます。そういうことで御理解を頂きたいと思います。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） それはこの前説明を頂いたので、今私が聞いたのは、24条から36条の2については500万円の所得制限が今回出てきたので、その影響と、それから、あとのところも条項削除ですとか、連結納税制度の見直しによる当町における影響についてお伺いをしたので、そここのところの答弁をよろしくお願いします。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 影響につきましてというのは個々の問題になるので、全体としてどうだということとはなかなか申し上げることは難しいと思いますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第33号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑あります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 今回、削除される通知カードの再交付手数料、なぜ今回通知カードが廃止されるのでしょうか。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） 今回、通知カードの再交付の手数料が廃止されることにつきましては、デジタル手続法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で通知カードの再発行をやめるということに決まっておりますので、その再発行の期限が令和2年5月25日で再発行の交付を取りやめたということになっておりますので、通知カードの再発行の手数料を削除したということになります。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 手続的にはそういう流れだとは思いますが、これによる今後の影響というのは出てくるのでしょうか、出てこないのでしょうか。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） 今後、通知カードが廃止されたことによって、それに代わる番号付番の通知というのが新たに出てくるかと思いますが、個人番号の通知書という形で、これからは郵送されるということになっております。記載される内容がマイナンバー、氏名、生年月日、発行日と、この4つが記載されたものが郵送で発行されるということになっております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 番号付番の通知書が届くということですが、例えば氏名、住所等、変更があった場合に使用がどうなるのかということと、マイナンバー、通知カードの、先ほどお伺いしたんですけど、町民の方に対する影響をもう一度お願いしたいんですけど。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） マイナンバーカード、通知カードを、住所、氏名等が変わらなければ、引き続きマイナンバーの証明として使えるということになってございますが、住所、氏名等が変わった段階でそのカードは使用できなくなります。その代わり、それに代わったものは何かあるかというと、マイナンバーカードであったり、住民票を取っていただいてマイナンバーを記載した住民票を取っていただくというような形になります。

カードは廃止されることによって、住所等が変わった方にはそのカードが自分のマイナンバーの証明にはなりません、住民票を取っていただく、もしくはマイナンバーカードを作っていただくということにさせていただければ、それで対応できるということで考えております。

以上でございます。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 中川議員、3回終わりましたけど。

○8番（中川和子君） そうでした。じゃ、認めていただけないのね。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第34号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

てを審議いたします。

御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ここでお昼の休憩といたします。休憩後の再開時間は午後1時30分といたします。

午前 11時45分休憩

午後 1時30分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き、本会議に戻します。

次に、議案第35号、木曾岬町土地開発公社定款の一部改正についてを審議いたします。

御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 現行と改正案の条例が載っているところで申しますが、今回、書面評決等で第16条の1項と2項が新しく出てきておりますが、読んでみますと16条の1項と2項で報酬が発生するか否かが微妙なところかなと思うので、報酬のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 中山総務政策課長副参事。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 私どもの考えとしては、書面評決に当たって、出席を必要としない場合は報酬は発生しないものと認識しております。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） そうすると2項は分かるので、1項の場合は、報酬は発生するというのでいいですか。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 総務政策課副参事、中山君。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 書面評決において出欠と認めることとしておりますので、報酬は発生するものと解釈します。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第36号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第37号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑のあります方、御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第38号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑があります方、御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 今回は低所得者の方の保険料の軽減を拡充するということですが、2年度は既に第1期分が納付済みになっていると思うんですが、その処置はどうされるのかということと、今回、条例は出ているんですが、これに伴う補正予算は出ていないんですが、それでよろしかったでしょうか。

それから、あと、料率が下がるということなんですが、これは次期、8期の場合の算定の参考にされますでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、今回、第1段階から第3段階まで率を変えるとい

うことなのですが、今現段階での保険料につきましては、仮算定での保険料の徴収となっておりますので、本算定時において、今回の見直しのほうをさせていただき予定をしております。また、今回、条例の改正は行うんですけれども、これに伴う補正予算等は9月の議会で補正のほうを今検討している状況でございます。

また、第8期の計画については今進めているところですので、今回のこの軽減も踏まえて計画のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、議案第39号、木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

御質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

日程第10 報告第1号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11 報告第2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12 報告第3号 令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○議長（服部英二夫君） 続きまして、日程第10、報告第1号から日程第12、報告第3号までの3議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） ただいま議題としました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞き頂き、御精読のことと存じます。よって、これより報告案件の質疑に入ります。

初めに、報告第1号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、報告第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、報告第3号、令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第1号から報告第3号までの3議案は、地方自治法施行令第146条第2項及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時39分散会

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様には、慎重な審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には大変御苦労さまでした。なお、最終日は6月12日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆さん、大変御苦労さまでした。